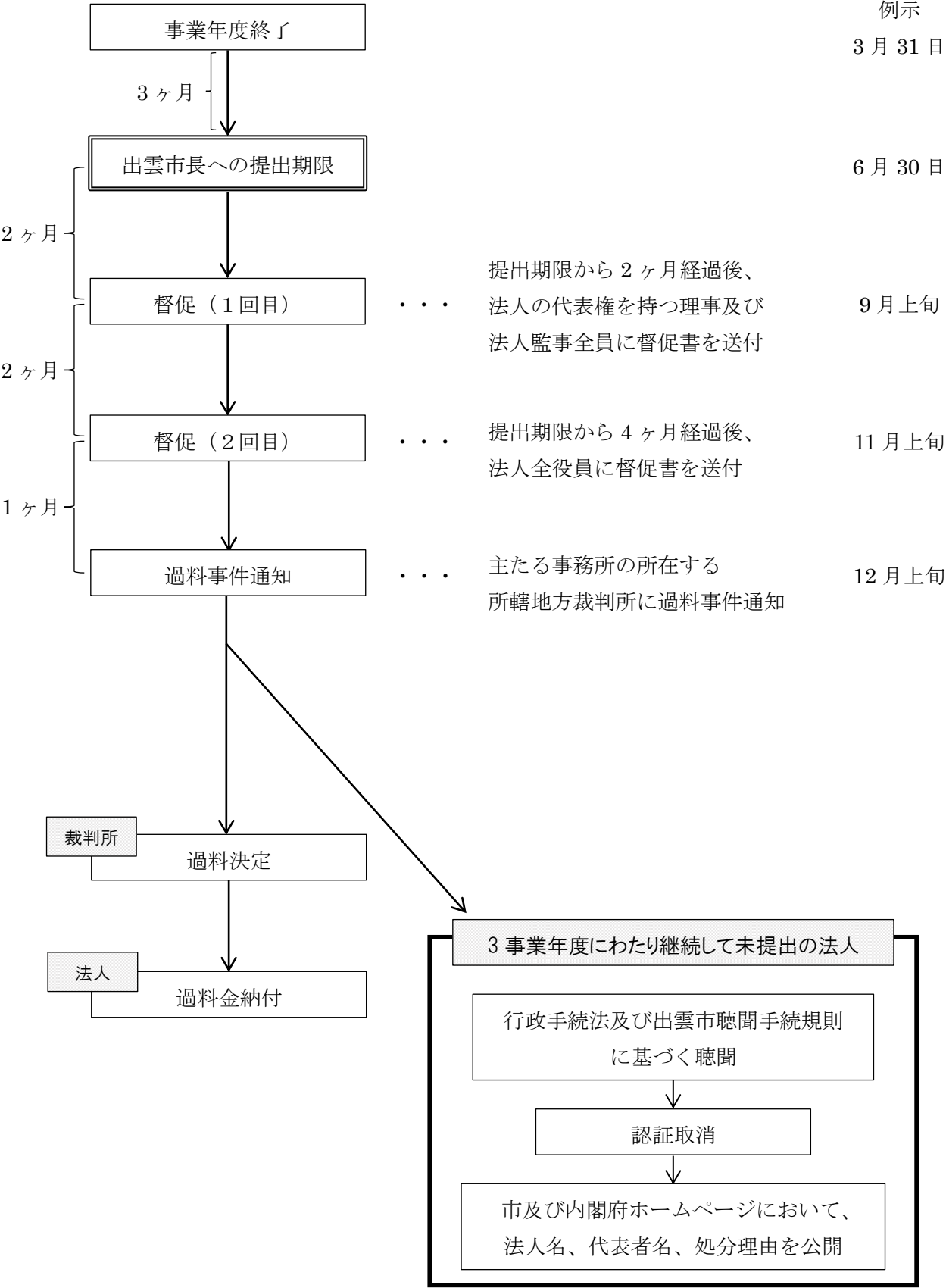


事業報告書等の期限内未提出法人に対する処理手続きフロー図



参 考

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号） （抄）

（事業報告書等の提出）

第 29 条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（改善命令）

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたつて第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

1 （略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）

5 第 25 条第 7 項若しくは第 29 条【中略】の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年島根県条例第 28 条） （抄）

（事業報告書等の提出）

第 6 条 法第 29 条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行わなければならない。